

平成 21 年度第 2 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 21 年 8 月 27 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター地下 1 階 第 2 会議室

3. 出席者

(委員) 荒賀委員(会長)、小林委員、渡辺委員、福嶋委員、出羽委員、深作委員、中沢委員、三浦委員、小澤委員、飯塚委員、関委員、椋澤委員

(事務局) 小鍛冶健康福祉部長参事、木内介護保険課長、佐久間高齢者支援課長、宇田川健康増進課長、大塚地域包括支援センター所長、大塚介護保険課主幹、植草介護保険課課長補佐、長島高齢者支援課課長補佐、加茂健康増進課課長補佐、池田保険料係長、河野認定係長、八田副主査、関口主事、渡邊主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 第 4 期浦安市介護保険事業計画の推進について
施設の整備について
地域包括支援センターの増設について

(2) その他
平成 20 年度決算(案)について

5. 会議経過

議事の概要 (1)～(2)について

各議題について事務局より説明を行った際に、表明された主な意見は次のとおり。

議題(1) について

委 員: 介護施設への入所に対して 100 名が待機しているというが、舞浜倶楽部新浦安フォーラムには定員 81 名のうち 2 名しか入所していないのはなぜですか。

事務局: 舞浜倶楽部新浦安フォーラムの現在の入所者は 12 名です。入居者がなかなか増えない理由としては、入居一時金などの負担が大きいことが考えられます。入居金が約 2000 万。月あたりの費用は、介護保険自己負担分を除き 15 万程度の負担がかかりますので、経済的な面から入居が進んでいない状況であると思われます。

委 員: 認定者数の増加についてですが、第 4 期の要介護 2～5 の増加率の推計値は、どのような根拠で出されたものでしょうか。なぜならば、認定者が増えているにもかかわらず、要介護 4・5 の人数があまり増えていません。

事務局: 実際は、65 歳以上の高齢化に対して、介護認定のこれまでの動向を踏まえて算定しています。

さらに要介護 2・3 については、今後、後期高齢者が増えることを加味して、高めに設定をしています。

高めに設定する理由ですが、施設整備の関係で、要介護 2～5 の認定者数の 37 パーセントが施設整備業務の基準になっていますので、増加数全体のなかでなるべくこの部分の枠を広げて、施設整備の要件を踏まえて設定しています。

委員：施設整備の今後の課題としては、市の問題なのか、それとも民間に積極的に整備を行わせることになるのか。資料に市有地の無償貸与とあるがどういう意味のものなのでしょうか。

事務局：特別養護老人ホームの運営は、社会福祉法人が行います。市でも運営はできますが、介護保険自体に民間活力を活用という理念がありますので、現状では、民間を誘致し、その条件として市有地の無償貸与などで市が運営をサポートします。

委員：市が民間を誘致して施設を整備したとしても入居率が低いものをつくっても活用のしようがないので、一般的に活用できる施設ができるように指導してもらいたい。

事務局：先ほどお話に出ていました舞浜倶楽部新浦安フォーラムは、老人福祉法に基づく有料老人ホームであります。今後、市として積極的に誘致を考えているのは特別養護老人ホームであります。特別養護老人ホームは、1000～2000 万円の入居金が必要ありませんし、有料老人ホームに比べて要介護認定者が経済的な心配なしに入所できる施設であります。

議題(1) について

委員：地域包括支援センターは、介護予防の基点ですが、今後は何箇所になるのですか。

事務局：現在、市内には地域包括支援センター1ヶ所、在宅介護支援センター4ヶ所あります。今後は、在宅介護支援センター1ヶ所を地域包括支援センターに格上げすることから、地域包括支援センターが2ヶ所、在宅介護支援センター3ヶ所となる予定です。地域包括支援センターは、在宅介護支援センターの機能を兼ね備えていますので、在宅介護支援センターが1ヶ所減になったとしても、これまでと同じように対応はできると思います。

委員：地域包括支援センターを2ヶ所にした場合、民間に委託するのか、市直営にするのか。また、高齢者虐待防止法のからみもありますので、どちらの包括支援センターが主体となっていくのか。

それから問題は人材。主任ケアマネージャーの配置の問題もあるが、人材確保は、市全体で長期的な視野で考えていく必要がある。介護は、人がいなければ成り立っていかない。主任ケアマネージャーだけでなく、社会福祉士なども含めて長期的な人材確保を整備して欲しい。県の研修などをしっかり受けさせて、人材を育てていくことが必要です。人材育成をないがしろにして、数を増やすだけだと、運営が雑になるだけである。

事務局：地域包括支援センターを二つにした場合、地区で担当区分をわけますので、各地区で責任を持たせるというのが、自然な流れだと思います。ただし、高齢者虐待に関する事案などで、相談員がかかわる必要がでてくる場合には、地区に関係なく対応していきたいと考えています。

人員の配置は苦労するところでもあります。地域包括支援センターには、主任ケアマネージャ

ーを配置するようになっていますが、昨年から民間事業所にも主任ケアマネージャーを配置するように変わってきています。

研修などを通して、人材の育成にも取り組んでいきたいと思えます。

委員：問題があったときに、地区ごとにすぐに、ワンステップで対応できる環境、それも権利擁護を含めて対応できるようにしていかないと、これからは対応が厳しくなる。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・関口

電話 047-351-1111 内線 1177